

会 議 傍 聴 報 告 書

会 議： IASB 会議（2025 年 12 月）

日 時： 2025 年 12 月 8 日（月）、9 日（火）、10 日（水）及び 11 日（木）

報 告 者： 企業会計基準委員会 専門研究員 村松 駿一

IASB 会議（2025 年 12 月）傍聴報告

日時：2025 年 12 月 8 日（月）、9 日（火）、10 日（水）及び 11 日（木）

スケジュール：別紙参照

2025 年 12 月 8 日、9 日、10 日及び 11 日に、IASB ボード会議が開催された。当該 IASB ボード会議では、次の項目が議論された。

- 維持管理及び一貫した適用
- 引当金一的を絞った改善
- 資本の特徴を有する金融商品
- 企業結合—開示、のれん及び減損
- IASB 作業計画のアップデート
- キャッシュ・フロー計算書及び関連事項

【12 月 8 日（月）】

維持管理及び一貫した適用

IAS 第 28 号における公正価値オプションの修正

（背景）

IASB は、2025 年 9 月の IASB ボード会議において公開草案「持分法会計－IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」（202X 年改訂）」（以下、本項目において「公開草案」という。）の提案についての再審議を開始し、公正価値オプションについて定めている IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」（以下「IAS 第 28 号」という。）の第 18 項から第 19 項の明確化を検討することを決定した。これは、特に保険業界から公開草案に寄せられた、実務上の不統一が生じている旨のフィードバックへの対応として、持分法のプロジェクトとは別のプロジェクトとして対応することを検討するものである。

フィードバックでは実務上の不統一は次の理由により生じているとされている。

- 現行の IAS 第 28 号第 18 項から第 19 項では、公正価値オプションを関連会社又は共同支配企業に対する投資に適用する場合、当該投資が「ベンチャー・キャピタル企業、又はミューチュアル・ファンド、ユニット・トラスト及び類似の企業（投資連動保険ファンドを含む）である企業に保有されている」ことが前提となっている。この点、「類似の企業（投資連動保険ファンドを含む）」の意味と要求事項の適用範囲をどの程度広く又は狭く解釈すべきかが不明瞭である。
- IAS 第 28 号における関連会社又は共同支配企業に対する投資への公正価値オプションの適用が認められる企業に関する要求事項と IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」（以下「IFRS 第 18 号」という。）における「特定の主要な事業活動」として関連会社又は共同支配企業への投資を行う企業に関する要求事項との間で不整合が認識されている。

IASB は上述のフィードバックを受け、IAS 第 28 号第 18 項から第 19 項の「類似の企業」に関連会社又は共同支配企業への投資を主要な事業活動とする企業が含まれることを明確化することを検討している。

（今回の会議における主な論点）

IASB は、次のことを議論した。

公正価値オプションの範囲に関する修正案

- IAS 第 28 号第 18 項から第 19 項における公正価値オプションの範囲
- 公正価値オプションの取消しを認めるかについて、本プロジェクトの検討対象とするか

デュー・プロセス及び書面投票の開始の承認

- 公開草案のコメント期間について、デュー・プロセス・ハンドブックでは最短で 120 日間とされているところ、本プロジェクトの改正範囲及び緊急性を考慮して 60 日間に短縮するか

（主な暫定決定事項）

公正価値オプションの範囲に関する修正案

IASB は IAS 第 28 号第 18 項から第 19 項における「類似の企業」には関連会社又は共同支配企業への投資を主要な事業活動として行う企業が含まれる点を明確化することを暫定決定した。

また、IASB は次のことを暫定決定した。

- 企業が公正価値オプションを取り消すことを認めることは探求しない。
- これらの提案について公開草案を通じて公開協議を行う。

デュー・プロセス及び書面投票の開始の承認

IASB はデュー・プロセスの手順について議論し、公開草案について 60 日間のコメント期間を設定することを決定した（デュー・プロセス監督委員会の承認を条件としている）。

（今後の予定）

IASB は、2026 年 2 月に公開草案を公表する予定である。

【12 月 9 日（火）】

引当金—的を絞った改善

（背景）

IASB は、2024 年 11 月に公開草案「引当金—的を絞った改善（IAS 第 37 号の修正案）」（以下、本項目において「公開草案」という。）を、コメント期限を 2025 年 3 月 12 日として公表した。

公開草案では、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」（以下「IAS 第 37 号」という。）における次の点についての的を絞った改善を行うことを提案している。

- (1) 引当金の認識のための規準の 1 つ — 企業が過去の事象の結果として現在の義務を有しているという要求（現在の義務という認識規準）
- (2) 引当金の測定についての要求事項の 2 つの側面 — 次に関するもの

- ① 企業が現在の義務を決済するために必要となる将来の支出を見積るにあたって含めるコスト
- ② 企業が将来の支出を現在価値に割引くために用いる率

今回の議論に関連して、公開草案では(1)を満たすための第 1 の条件として、義務という条件（企業が義務を有していること）を提案している。当該条件について、利害関係者からは主に以下の懸念が表明されていた。

- 法的義務については、いわゆるソフトローの広がりを意識して、条件の充足にあたって企業が責任を履行しなかったことの経済的帰結が履行のコストよりも著しく悪いと見込まれることが要求されるように提案されているが、この提案では本来捕捉すべき法的義務が漏れる可能性がある。
- 未確定の新たな法律案に関連して生じる義務について、現行の IAS 第 37 号第 22 項の要求事項を変更せずに、法案の制定が「ほぼ確実（virtually certain）」になった時点で法的義務が生じるとされているが、「ほぼ確実」であるかの判断は困難かつ主観的である場合がある。また、IAS 第 12 号「法人所得税」で使用している「制定され又は実質的に制定されている（enacted or substantively enacted）」という用語とも整合していない。
- 推定的義務については、法的義務と異なり条件の充足にあたって経済的帰結が考慮されていない。

また、(2)①について、IASB は公開草案において含めるべきコストの明確化を提案している。公開草案に対するコメント提出者の大半は当該提案に同意しているものの、一部のコメント提出者は提案の適用範囲とコストの見積りに法的費用等の付随コストが含まれる可能性について明確化を要望していた。

（今回の会議における主な論点）

IASB は利害関係者からのフィードバックを受け、公開草案に関する次の事項について再審議を行った。

認識—法的義務

- 現在の義務という認識規準のうち、義務という条件に関して、法的義務の場合に要求される要件
- 未確定の新たな法律案に関連して生じる義務について、現行の IAS 第 37 号第 22 項の要求事項を変更するか

認識—推定的義務

- 現在の義務という認識規準のうち、義務という条件に関して、推定的義務の場合に要求される要件
- 気候関連のコミットメントについての企業の公的な声明が、これらのコミットメントを履行する推定的義務を創出するかどうかを判定するにあたり考慮すべき要因についてのガイダンスを追加するか

測定—含めるべきコスト

- 義務を決済するために必要となる将来の支出の見積りにおいて含めるべきコスト

（主な暫定決定事項）

認識—法的義務

IASB は企業が法的責任の履行を回避する実際上の能力を有しないと結論を下すための、公開草案で提案した要件を改訂することを暫定決定した。改訂後の要件は次のいずれかを要求することとなる。

- 相手方が、責任を履行すること又は不履行に対する罰金若しくは補償を支払うことを企業に強制するよう司法機関に求める権利を有している。
- 相手方が、責任の不履行について企業に対して別の形式での対応を取る権利を有していて、その結果、企業が責任を履行しなかったことの経済的帰結が履行のコストよりも著しく悪いと見込まれる。

この決定に至るにあたり、IASB は次のことを暫定決定した。

- 企業が法的責任の履行を回避する実際上の能力は、高いハードルを表す。
- 公開草案の第 14F 項での提案における「著しく」という語を維持する。

また、IASB は次のことを暫定決定した。

- 責任を履行しないことの経済的帰結を評価する方法についての適用指針を追加しない。
- 未確定の新たな法律案に適用される IAS 第 37 号における要求事項に変更を加えない。

認識—推定的義務

IASB は次のことを暫定決定した。

- 企業が推定的責任の履行を回避する実際上の能力を有しないと結論を下すための、公開草案で提案した要件を維持する。すなわち、責任の不履行の経済的帰結への言及を追加しない。
- 気候関連のコミットメントについての企業の公的な声明が、これらのコミットメントを履行する推定的義務を創出するかどうかを判定するにあたり考慮すべき要因についてのガイダンスを追加しない。

測定—含めるべきコスト

IASB は次のことを暫定決定した。

- (1) 義務を決済するために必要となる支出は当該義務に直接関連するコストで構成され、それは次の両方で構成されるという要求案を維持する。
 - ① 当該義務の決済の増分コスト
 - ② その種類の義務の決済に直接関連するその他のコストの配分
- (2) (1) で記述した要求の範囲を財又はサービスを移転する義務に限定し、当該要求が当該財又はサービスの測定に適用される旨を明確化する。
- (3) 企業が引当金の測定に付随コストを含めるかどうか及びどのように含めるかについて開示する要求を追加しない。
- (4) 引当金の測定に含めるべき費用の種類についての適用指針又は設例を追加しない。

(今後の予定)

IASB は公開草案における提案の再審議を継続する。

資本の特徴を有する金融商品

（背景）

IASB は、2023 年 11 月に公開草案「資本の特徴を有する金融商品（IAS 第 32 号、IFRS 第 7 号及び IAS 第 1 号の修正案）」（以下、本項目において「公開草案」という。）を公表し、2024 年 5 月より公開草案に寄せられたフィードバックを踏まえ再審議を行っている。

2025 年 6 月までの IASB ボード会議において、資本性金融商品の表示及び開示に関する修正の検討が完了したことから、2025 年 7 月の IASB ボード会議から公開草案における分類のトピックに関する再審議が開始されている。

今回の議論に関連して、公開草案では発行者自身の資本性金融商品で決済されるか又は決済される可能性のあるデリバティブの分類についての IAS 第 32 号「金融商品：表示」第 16 項(b)(ii)におけるいわゆる「固定対固定の条件」の修正を提案している。

「固定対固定の条件」の適用にあたっては、交換される対価の金額や引き渡す企業自身の資本性金融商品の数についていかなる変動が許容されるのかという実務上の論点が生じている。これに対応するため、IASB は公開草案において、固定対固定の条件が満たされるためには、企業自身の資本性金融商品のそれぞれについて交換される対価の金額が企業の機能通貨建であり、かつ、次のいずれかであることが要求される旨を明確化することを提案している。

- 固定されている、又は、
- 維持修正又は時の経過による修正によってのみ変動する

（今回の会議における主な論点）

IASB は利害関係者からのフィードバックを受け、公開草案における「固定対固定の条件」に関する次のことについて再審議を行った。

- 外貨影響に関する要求事項
- 維持修正に関する要求事項
- 時の経過による修正に関する要求事項

（主な暫定決定事項）

IASB は、何も決定を求められなかった。

（今後の予定）

IASB は「固定対固定の条件」に関する分類の要求事項案についてさらに議論する。

【12 月 10 日（水）】

企業結合—開示、のれん及び減損

（背景）

IASB は、IFRS 第 3 号「企業結合」（以下「IFRS 第 3 号」という。）の適用後レビューの結果に対応するプロジェクトを進めており、2024 年 3 月に公開草案『「企業結合—開示、のれん及び減損」』（IFRS 第 3 号及び IAS 第 36 号「資産の減損」の修正案）」（以下、本項目において「公開草案」という。）を公表した。

公開草案の IFRS 第 3 号の修正案は、企業結合の業績に関する情報及び期待されるシナジーに関する定量的情報に係る新たな開示要求を追加することなどを提案しており、財務諸表利用者が、企業結合の業績に関して、十分な情報を受け取っていないとする懸念に対応しようとしている。

また、IAS 第 36 号「資産の減損」（以下「IAS 第 36 号」という。）の修正案は、使用価値の計算、のれんの資金生成単位への配分及び開示に関する要求事項の修正などを提案しており、のれんに係る減損損失の複雑性や、減損損失の認識が遅すぎる場合があるとの懸念に対応しようとしている。

2025 年 2 月の IASB ボード会議から、公開草案の提案に関する再審議が開始されている。

今回の IFRS 第 3 号の修正案の議論に関連して、公開草案では、企業結合についての企業の取得日における主要目的のいずれかの達成を著しく阻害すると見込み得る場合には、企業結合の業績及び期待されるシナジー情報に関する一部の開示要求を免除するという原則を設けることを提案している。当該提案について、2025 年 6 月の IASB ボード会議では、利害関係者から寄せられた懸念について分析を行い、今後の IASB ボード会議にて議論する予定であるとされた。

また今回の IAS 第 36 号の修正案の議論に関連して、IASB は減損損失の認識が遅れる可能性について利害関係者が懸念する大きな理由の 1 つとしてシールドディングを識別しており、公開草案ではこれを軽減するための的を絞った修正を提案している。具体的には、のれんが配分される資金生成単位の決定にあたっては、のれんに関連する事業をモニタリングしている最小のレベルを決定（IAS 第 36 号の修正案第 80 項 (a)）し、事業セグメントは資金生成単位を決定する際のデフォルトではなく上限として機能する（IAS 第 36 号の修正案第 80 項 (b)）ことを明確化することを提案している。

（今回の会議における主な論点）

IASB は、利害関係者からのフィードバックを受け、公開草案における次の事項について審議を継続した。

業績及び期待されるシナジー情報に関する一部の開示要求の免除

- どの項目の開示を免除するか

企業がのれんを資金生成単位に配分する方法を改善するための IAS 第 36 号の的を絞った修正

- IAS 第 36 号の修正案第 80 項(a)と第 80 項(b)の適用関係の明確化
- IAS 第 36 号の修正案第 80A 項(b)の文言の見直し

（主な暫定決定事項）

業績及び期待されるシナジー情報に関する一部の開示要求の免除

IASB は提案した免除に関して何も決定を行うことを求められなかった。

企業がのれんを資金生成単位に配分する方法を改善するための IAS 第 36 号の的を絞った修正

IASB は的を絞った修正に関して次のことを暫定決定した。

- 第 80 項(a)における「のれんをモニタリングしている」という語句を「のれんに関連する事業をモニタリングしている」に置き換える提案を維持する。
- 第 80 項(b)は企業が第 80 項(a)を適用して決定するレベルに対する上限として機能する旨を明確化するための提案を維持する。
- 提案した第 80A 項(b)を若干の文言変更を加えて維持する。
- 修正案についてその他の変更は行わない。

IASB 作業計画のアップデート

前回（2025 年 9 月）のアップデート以降、次のプロジェクトが完了している。

- 「超インフレ表示通貨への換算（IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響）」

前回のアップデート以降、次のプロジェクトが追加されている。

- IAS 第 28 号第 18 項から第 19 項の適用範囲に関する限定的な修正の検討（維持管理プロジェクト：IAS 第 28 号における公正価値オプションの修正）

次の例外を除いて、プロジェクトは計画通りに進捗している。

- 「引当金—的を絞った改善」プロジェクトの方向性に関する決定を、2025 年 12 月から 2026 年第 1 四半期に延期する。これは、IASB が賦課金に関する要求事項について暫定決定に至る時間を確保するためである。

IASB は作業計画のアップデートに関して何も決定を求められなかった。

また、IASB は、IFRS 第 9 号「金融商品」におけるヘッジ会計の要求事項の適用後レビュー（以下「PIR」という。）を 2026 年第 1 四半期に開始することを決定した。

（今後の予定）

IASB は、PIR に関するプロジェクト計画について議論する。

【12 月 11 日（木）】

キャッシュ・フロー計算書及び関連事項

（背景）

第 3 次アジェンダ協議において、多数のコメント提出者からキャッシュ・フロー計算書及び関連事項の優先度を高く評価するフィードバックが寄せられた。関係者からは、例えば、表示に関する要求事項（例えば、キャッシュ・フローを営業、投資、財務のカテゴリーに分類する要求事項）やその他の事項（例えば、一部の取引の非資金的影響に関する情報）を含む IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」（以下「IAS 第 7 号」という。）の現在の要求事項の欠陥と思われる点が指摘されており、IASB は、キャッシュ・フロー計算書及び関連事項に関するリサーチ・プロジェクトを 2024 年 9 月の IASB ボード会議から開始した。

2025 年 5 月の IASB ボード会議では、次のトピックに関連して財務報告を改善するための方法を評価することを決定した。

- 財務諸表のキャッシュ・フロー情報の分解
- 財務諸表における非資金取引に関する情報の報告
- IFRS 会計基準に明記されていないキャッシュ・フロー指標について伝達される情報の透明性

- キャッシュ・フローを営業、投資又は財務に分類するための要求事項の一貫した適用
- 「現金同等物」の定義の一貫した適用

上記のトピックのうち「IFRS 会計基準に明記されていないキャッシュ・フロー指標について伝達される情報の透明性」については、2025 年 7 月の IASB ボード会議において経営者が定義した業績指標（以下「MPM」という。）を IFRS 第 18 号の MPM の定義の一部を変更なしにキャッシュ・フロー指標に拡張することが暫定決定された。

また「財務諸表のキャッシュ・フロー情報の分解」については、2025 年 9 月の IASB ボード会議において、非継続事業からのキャッシュ・フローの表示の一貫性を改善することが暫定決定された。

2025 年 10 月の IASB ボード会議では、「財務諸表における非資金取引に関する情報の報告」に関連して、非資金取引及びその他の非資金変動に関する開示についての要求事項を開発することが暫定決定された。

（今回の会議における主な論点）

キャッシュ・フロー指標に関する情報の透明性の改善

IASB は「IFRS 会計基準に明記されていないキャッシュ・フロー指標について伝達される情報の透明性」に関連して、MPM に関する要求事項をキャッシュ・フロー指標まで拡張する方法及び MPM についての開示要求をキャッシュ・フロー指標にどのように適用するかについて議論した。

キャッシュ・フローの分類及び表示

IASB は「キャッシュ・フローを営業、投資又は財務に分類するための要求事項の一貫した適用」に関連して、キャッシュ・フローの分類及び表示に関する利害関係者からのフィードバックから識別された課題について議論した。

継続事業及び非継続事業からのキャッシュ・フローの表示

IASB は「財務諸表のキャッシュ・フロー情報の分解」に関連して、継続事業と非継続事業に関するキャッシュ・フローの表示における不統一に関する事項について議論した。

（主な暫定決定事項）

キャッシュ・フロー指標に関する情報の透明性の改善

IASB は次のことを提案することを暫定決定した。

- (1) キャッシュ・フロー指標に関する MPM についての要求事項を、IAS 第 7 号ではなく IFRS 第 18 号に含める。
- (2) IFRS 第 18 号第 117 項における MPM の定義を「収益及び費用の小計」から「収益及び費用の小計又はキャッシュ・インフロー及びキャッシュ・アウトフローの小計」に拡張する。
- (3) IFRS 第 18 号に適用指針を追加して、収益及び費用並びにキャッシュ・フローを合算した小計は MPM である旨を明確化する。
- (4) IFRS 第 18 号に適用指針を追加して、収益及び費用並びにキャッシュ・フローの小計である MPM を純損益計算書における小計に調整する場合に、調整項目に係る法人所得税及び非支配持分の影響を開示することを企業に要求する。
- (5) キャッシュ・インフローとキャッシュ・アウトフローの小計の中には MPM ではないものがある旨を定める。すなわち、
 - ① 営業活動区分の小計
 - ② 投資活動区分の小計
 - ③ 財務活動区分の小計
- (6) B137 項(a)における開示要求を拡張して、各調整項目について、MPM の調整先である計算書上の各科目に関連する金額を開示することを企業に要求するようにする。すなわち、
 - ① MPM が純損益計算書に調整されている場合には、純損益計算書における科目に関連する金額を開示する。
 - ② MPM がキャッシュ・フロー計算書に調整されている場合には、キャッシュ・フロー計算書における科目に関連する金額を開示する。

IASB は、間接法を用いて報告している場合のキャッシュ・フロー計算書における営業活動に関連する調整項目にこの開示要求を適用することの便益及びコストについてさらにリサーチする。

キャッシュ・フローの分類及び表示

IASB は次のことを暫定決定した。

- (1) 次のことを探求する。

- ① 企業結合における取得関連の支出の分類についての要求事項を開発すること
 - ② デリバティブから生じたキャッシュ・フローの分類及び表示についての要求事項を開発すること
 - ③ 政府補助金の受取りの分類及び表示についての要求事項を開発すること
 - ④ IAS 第 7 号第 11 項におけるキャッシュ・フローの分類についての原則を、企業が当該原則をより整合的に適用する助けとなるように修正すること
- (2) IASB が非資金取引及びその他の非資金変動に関する開示要求の強化についての議論を完了した後に、2 つの論点を再検討する。すなわち、
- ① 繰延支払の分類
 - ② 第三者であるファイナンス提供者を伴うキャッシュ・フローの分類及び表示

継続事業及び非継続事業からのキャッシュ・フローの表示

IASB は、非継続事業からのキャッシュ・フローをキャッシュ・フロー計算書の独立の区分に表示するよう企業に要求することを提案することを暫定決定した。

（今後の予定）

IASB は、プロジェクト計画の中のトピックのそれぞれに関して財務報告を改善するための考え得る方法を引き続き評価する。

別紙スケジュール

12 月 8 日（月）

時間（予定）	アジェンダ項目
14:15-15:45	維持管理及び一貫した適用（アジェンダ・ペーパー12） （予定 90 分→75 分）

12 月 9 日（火）

時間（予定）	アジェンダ項目
11:30-13:00	引当金一的を絞った改善（アジェンダ・ペーパー22） （予定 90 分→78 分）
13:00-14:15	休憩
14:15-15:45	資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー5） （予定 90 分→72 分）

12 月 10 日（水）

時間（予定）	アジェンダ項目
9:30-11:00	企業結合—開示、のれん及び減損（アジェンダ・ペーパー18） （予定 90 分→67 分）
11:00-11:15	休憩
11:15-12:00	IASB 作業計画のアップデート（アジェンダ・ペーパー8） （予定 45 分→9 分）

12 月 11 日（木）

時間（予定）	アジェンダ項目
9:00-10:30	キャッシュ・フロー計算書及び関連事項（アジェンダ・ペーパー20） （予定 90 分→108 分）
10:30-14:30	休憩
14:30-15:30	キャッシュ・フロー計算書及び関連事項（アジェンダ・ペーパー20） （予定 60 分→43 分）

以 上